

入間市国民保護計画の修正概要について

○国民保護計画

1. 国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第35条に基づき、政府が定める国民の保護に関する基本指針に踏まえて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。
2. 武力攻撃事態や緊急対処事態から、国民の生命・身体・財産を保護することが目的であり、自然災害と異なる点は、国からの指示に基づき都道府県、市町村が対応を進める点です。
(自然災害は、市町村長が指揮し、都道府県・国はその支援を行います)
3. 内容は、市町村が実施すべき、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項等です。

○修正の理由

1. 組織機構の見直しにより、担当部署及び役職の名称変更が必要となったものです。
2. 法令等の変更があったため、これを修正するものです。

○修正の内容

1. 組織機構の見直しにあわせ、計画本編中の部署、役職を修正しました。
2. 法令等について、平成29年5月時点での内容に修正しました。
3. 統計数値等の修正、誤記修正を行いました。

【備考】

市町村国民保護計画について、政令で定める軽微な変更を行う場合は、市町村国民保護協議会への諮問は必要ないとされています。

政令で定める軽微な変更

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第5条)

- ① 地域の名称、地番、住居表示の変更に伴う変更
- ② 機関や組織の名称、所在地の変更に伴う変更
- ③ 誤記訂正、法令等改正に基づく呼称変更、統計数値の修正等に伴う変更